

令和2年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

この制度は、中山間地域等での耕作放棄地の発生防止や優れた景観の保全を図るため、急勾配や土壌条件が悪い田畑を持つ農家集落を対象に補助金を交付するもので、平成12年度から全国的に実施されています。実施に当たっては、市と集落単位で「集落協定」を締結し、これに基づいた農地の保全管理や水路・農道の維持管理作業などを共同で行うことが義務付けられています。

- ▲ 中山間地域等とは…森林や傾斜地が多く、まとまった平坦な耕地が少ないなど、生活や農業の諸条件が平場地域に比べて不利な地域をいいます。

▲ 支払単価

区 分	支払単価 (円/10a)	対象面積 (㎡)
田(20分の1以上の急傾斜地)	21,000	4,544,278
畑(15度以上の急傾斜地)	11,500	33,207
田(100分の1以上の緩傾斜地)	8,000	2,890,900
畑(8度以上の緩傾斜地)	3,500	13,883

ただし、次の体制整備の取り組みを実施しない協定集落は上記の8割の単価となります。

- ▲ 体制整備の取り組みの例…①農用地などを保全していく活動内容を定めた図面を作成し、これに基づく保全活動を実施 ②生産性・収益性を向上させるための活動(機械・農作業の共同化、地場農産物の加工販売など) ③地域農業の核となる担い手や認定農業者の育成 ④集落を基礎とした営農組織の育成、担い手への農地の集積化など

▲ 対象地域・補助金の配分状況・体制整備のための取り組みの実施状況など

集落協定名 (旧集落協定名)	体制整備の 取り組み 実施地域	対象面積 (㎡)	交付金額 (円)	左のうち共同 取組活動に係 る経費 (円)	対象地域 の区分
妙高市広域協定	○	3,418,096	68,511,995	29,716,595	山村振興法 などの地域 振興9法指 定区域
(平丸)	○	79,986	1,662,938	498,930	
(下平丸 寸分道)	○	47,169	990,549	148,582	
(両善寺)	○	528,446	11,097,366	4,993,815	
(西菅沼新田)	○	117,501	2,467,521	1,200,769	
(志)	○	14,888	312,648	93,795	
(菅沼)	○	23,221	487,641	195,059	
(杉野沢)	○	543,085	11,404,785	4,561,914	
(蔵々)	○	34,322	720,762	360,382	
(田切)	○	59,652	1,252,692	1,252,692	
(二俣)	○	106,462	2,235,702	1,117,854	

(平成)	○	330,542	6,941,382	3,027,182	新潟県が特別に認定した区域(妙高市は特別豪雪地帯で該当)
(上中村新田)	○	556,639	11,202,452	5,636,062	
(大鹿)	○	173,021	1,628,451	814,228	
(坂口新田)	○	288,629	5,973,506	3,285,428	
(長沢)	○	89,441	1,878,261	421,099	
(坪山)	○	136,919	2,875,299	862,669	
(小局)	○	49,271	1,034,691	416,691	
(東関)	○	67,741	1,103,658	22,000	
(上堀之内)	○	77,656	1,630,776	163,078	
(上濁川・和屋)	○	26,671	560,091	224,036	
(麻苧田)	○	39,704	833,784	333,514	
(大沢新田)	○	27,130	217,040	86,816	
西野谷	○	442,080	10,609,920	5,304,960	
窪松原	○	186,085	3,907,785	1,563,885	
原通	○	2,523,025	20,184,200	10,092,100	
上小沢	○	152,625	3,759,196	1,503,676	新潟県が特別に認定した区域(妙高市は特別豪雪地帯で該当)
大濁	○	196,560	5,156,076	1,546,823	
大貝		32,371	386,664	154,666	
鳴沢(猿橋)		17,980	302,064	302,064	
除戸	○	52,079	1,093,659	437,464	
東菅沼	○	67,771	1,423,191	0	
猪野山	○	243,123	5,105,583	3,064,083	
水上"水土里"保全組合		25,948	569,060	309,580	
小原新田	○	124,525	996,200	996,200	
計 13 協定		7,482,268	122,005,593	54,992,096	

※「共同取組活動に係る経費」とは、協定に基づいて行われた農地の保全管理や水路・農道の維持管理作業などの共同活動に要した費用です。

※平成29年度に妙高市広域協定が認定され、23協定が1つの協定に統合されました。

▲ 問い合わせ…農林課農業振興係(☎74-0027、有線2-3381)